

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2023年度)

作成日 2023/10/11
最終更新日 2023/10/11

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2023年6月1日
国立大学法人名		国立大学法人徳島大学
法人の長の氏名		河村 保彦
問い合わせ先		総務部総務課 TEL：088-656-7006 E-Mail：soumuhosa@tokushima-u.ac.jp
URL		https://www.tokushima-u.ac.jp/about/concept/governance_code/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】 令和5年度第1回経営協議会（令和5年6月23日）において、「国立大学法人ガバナンス・コード」にかかる適合状況等に関する報告書（原案）について説明し、意見照会を行った。</p> <p>【意見】 国立大学法人徳島大学の「国立大学法人ガバナンス・コード」の適合状況について、各原則への対応状況及び規程類の整備・公表等の状況を確認したが、補充原則を含む全ての原則に『適合』していると判断し、特に意見は行わない。</p> <p>【意見への対応】 経営協議会委員から意見は出されなかったが、引き続き戦略的な法人経営を行い、社会的責務を果たしていくため、内部統制機能の強化等を行い、より当法人の特性に適したガバナンス体制の構築に努める。</p>
監事による確認		<p>【確認の方法】 令和5年度第1回経営協議会（令和5年6月23日）等において、「国立大学法人ガバナンス・コード」にかかる適合状況等に関する報告書（原案）について説明し、意見照会を行った。</p> <p>それに対し、令和5年度監事監査計画におけるガバナンス監査の一環として、報告書作成におけるプロセス及び執行部原案の適合状況の記載内容等について確認監査が行われ、その結果については、「国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況に関する監事意見書」（令和5年7月26日付文書）により報告された。</p>

		<p>【意見】</p> <p>すべての原則等について体制整備が行われ適切に改善を図る動きが確認されたことから、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況の報告書原案には特段の指摘事項はない。</p> <p>ただし、より充実したガバナンス体制の構築に向け、多様なステークホルダーに対する情報発信の観点から、改善すべき点と考えられる以下2つの原則等について検討していただきたい。</p> <p>■補充原則1-2④</p> <p>「運営状況報告書」について、基準日(令和5年6月1日)現在において未作成のため、公表時期等をエクस्पライン項目として開示する必要がないか検討していただきたい。</p> <p>■原則4-1</p> <p>様々なステークホルダーに徳島大学の価値を伝えるツールとして「統合報告書」の早期発行を検討していただきたい。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>■補充原則1-2④</p> <p>運営状況報告書は令和5年12月末までに作成、発行する予定であるため、その旨追記する。</p> <p>■原則4-1</p> <p>大学としてステークホルダーへ伝えたい情報を整理し、「統合報告書」発行に向けた検討を進めている。</p>
--	--	---

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		実施していない原則はない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>「適合」</p> <p>本学の理念・目標を踏まえ、本学の強み・特色を生かして果たすべき役割や機能をミッションとして位置付け、ミッション達成のために全学を挙げて取り組む戦略的な取組及び機能拡張の方向性等を示す中期目標・中期計画を策定し、公表している。</p> <p>中期目標・中期計画の策定に当たっては、役員会及び教育研究評議会委員のほか、経営協議会学外委員の意見を聴きながら社会からの要請の把握に努めるとともに、教育や研究など分野別に担当理事・副学長をトップとした各戦略室（「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」「経営」（現「経営改革推進本部」））や関係教職員など多様な関係者の意見を聴いた。</p> <p>また、学長のリーダーシップのもと、本学が目指す将来像や将来の夢、並びにそれを達成するための取組の指針となる徳島大学「INDIGO宣言」を令和5年4月に策定・公表した。</p> <p>【INDIGO宣言】</p> <p>徳島大学が育成する人物像や目指す方向性を、Integrity（誠実さ）、Noble and Novel（高潔さと斬新さ）、Dynamism and Diversity（活力と多様性）、Inclusive（寛容）、Global（世界への発信）、Open（開かれた徳島大学）の6つの項目にまとめ、徳島県の伝統的な染物である藍染めにちなんで「INDIGO宣言」としている。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中期目標・中期計画</u> ・ <u>徳島大学INDIGO宣言</u>

<p>補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>「適合」</p> <p>本学では、平成16年度から令和3年度まで、毎年度の業務実績報告書及び達成状況報告書等により、中期目標・中期計画の進捗状況と検証結果等を公表するとともに、その評価結果を改善に反映させていた。</p> <p>令和4年度以降は、年度計画及び文部科学省（国立大学法人評価委員会）による年度評価が廃止され、各大学が実施する自己点検・評価については、外部性の確保や、客観的なデータの活用など一層の充実・強化が求められている。本学では、法人評価や大学機関別認証評価といった法定評価と自己点検・評価の観点や評価指標の共通化を図るなど、各種評価間の連動性・親和性を高め、より効率的・効果的に運用できる制度となるよう自己点検・評価制度の再構築を行った。</p> <p>なお、令和4年度は、教育研究等活動における特色ある取組や優れた実績、財務状況等の大学情報をとりまとめた「運営状況報告書」を令和5年12月末までに作成予定である。</p> <p>また、本学の理念・目標の実現のため、恒常的かつ継続的な教育研究、運営、施設設備等の質の維持・向上を図るための点検・評価及び改善（内部質保証）に関する基本的事項を定めた「徳島大学における内部質保証方針」を策定し、学長を統括責任者とする内部質保証体制のもと、推進責任者である理事・副学長が所掌する委員会等における内部質保証の状況を毎年度確認するとともに、自己点検・評価結果について広く公表している。</p> <p>このほか、部局ごとの活動実績や成果をエビデンスベースで検証し、その結果を各部局長と共有し、改善策を求めるとともに、高評価の部局にはインセンティブ予算の配分を行う「組織別評価」（令和4年度（令和3年度実績）までは「組織評価」）を毎年度実施し、評価結果を公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務の実績に関する報告書、達成状況報告書</u> ・ <u>第4期中期目標期間における自己点検・評価制度</u> ・ <u>内部質保証方針及び内部質保証方針に基づく自己点検・評価結果</u> ・ <u>組織評価結果</u>
<p>補充原則1-3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>「適合」</p> <p>本学は、経営及び教学双方の最終的な判断を行う権限と責任を有する学長が、最高意思決定機関の役員会、また、経営協議会及び教育研究評議会の議長として会議を主宰し、学長のリーダーシップのもと、教学と経営の一体的合意形成を図りながら、法人運営を行っている。</p> <p>また、学長を補佐する理事・副学長を置き、その下に担当理事・副学長をトップとする各戦略室（「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」）、教育担当副学長を委員長とする大学教育委員会等の教学委員会を設置し、戦略的・効果的な大学運営を行う体制としている。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人徳島大学規則</u> ・ <u>徳島大学学則</u>

<p>補充原則1-3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「適合」 本学では、「教員選考の基本方針」により教員に求める能力・資質等を示すとともに、全学人事委員会は、教員人事の一元管理について、総合的な判断を行っている。 また、事務職員については、目指す職員像や求める能力・知識、キャリア形成等を定めた人材育成方針を策定し、総合職（ジェネラリスト）のほか、情報通信・IT系等の専門性の高い分野においては外部人材の登用を含む専門職（スペシャリスト）のキャリアマップを策定している。 このほか、女性研究者の積極的な登用や、女性管理職比率の向上など、男女共同参画の取組を推進している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針</u> ・ <u>徳島大学全学人事委員会規則</u> ・ <u>事務職員の人材育成方針</u> ・ <u>徳島大学AWAサポートセンター規則</u>
<p>補充原則1-3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>「適合」 本学では、運営費交付金及び外部資金を含めた収入見通しを勘案した中期計画「予算、収支計画及び資金計画」を策定・公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中期計画「予算、収支計画及び資金計画」</u>
<p>補充原則1-3⑥ (4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>「適合」 本学では、法定の財務諸表や事業報告書のほか、独自の財務報告書等を作成し、教育研究の費用及び成果等について公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財務諸表</u> ・ <u>事業報告書</u> ・ <u>財務報告書</u> ・ <u>財務レポート</u>

<p>補充原則1-4② 法人経営を担い る人材を計画的 に育成するた めの方針</p>		<p>【適合】 本学では、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するため、副理事、研究部長等を各戦略室等の構成員とすることで、役員意思決定をサポートしながら当該能力の養成を行うとともに、多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等している。 また、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として「役員候補者の育成方針」を策定・公表しており、その実現状況のフォローアップを実施している。</p> <p>【根拠資料等】 ・ <u>役員候補者の育成方針</u></p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等 の法人の長を補 佐するための人 材の責任・権限 等</p>		<p>【適合】 学長は、学長を補佐する理事や副学長等を学内のみならず、行政機関や民間企業等経験者の学外からの選考を行い、学長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制として、法人経営の基本となる教育担当理事・副学長、研究担当理事・副学長、地域・産官学連携担当理事・副学長、総務・財務・経営改革担当理事・副学長、病院担当理事・副学長、広報・渉外担当理事・副学長、教育担当副学長、大学間連携担当副学長及びテクニオンとの連携担当副学長を配置し、その下に担当理事・副学長をトップとする各戦略室（「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」）を配置することで、法人全体の機能強化を図っている。 また、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行うとともに各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表している。</p> <p>【根拠資料等】 ・ <u>国立大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担について</u> ・ <u>役員候補者の育成方針</u></p>
<p>原則2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>【適合】 役員会は、本学の教学、経営両面に関する重要事項の検討・討議及び国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、徳島大学ホームページにおいて議事要録を公表している。</p> <p>【根拠資料等】 ・ <u>国立大学法人徳島大学役員会規則</u> ・ <u>役員会審議状況</u></p>

<p>原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>「適合」 本学では、「理事及び副学長の選考方針」に基づき、民間企業経験者、行政機関経験者等を理事に登用し、多様な意見を法人経営に取り入れられるよう体制を整備するとともに、その経験と知見を法人経営に活用することで、柔軟な運営を確保しており、その状況についても公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>理事及び副学長の選考方針</u> ・ <u>徳島大学ホームページ（役員等）</u>
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>「適合」 本学では、経営協議会の学外委員の選考に当たって、多様な関係者から本学に期待する事項を的確に把握するため、選考方針を策定し、自治体関係者、経済・産業界関係者、高等教育関係者及び報道関係者から適任者を選出しており、また当該選考方針を徳島大学ホームページにおいて公表している。</p> <p>また、学外委員が役割を十分に果たすための議題の設定や、社会のニーズや視点を大学運営に活用するという観点でテーマを挙げ意見交換を行うなど、会議の運営方法を工夫するとともに、当該委員からの提言及びその対応状況について公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経営協議会学外委員の選考方針</u> ・ <u>経営協議会学外委員からの提言に対する対応状況</u>
<p>補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>「適合」 学長選考・監察会議は、学長の選考に当たって、学長に求められる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人徳島大学学長選考規則</u> ・ <u>学長選考情報</u>

<p>補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>「適合」 学長選考・監察会議は、学長の任期を審議するに当たっては、本学のミッションを実現するために学長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、適切な期間を設定している。 また、本学における継続的な経営・運営体制の構築のため、学長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限を設け、公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人徳島大学規則</u> ・ <u>学長選考・監察会議審議状況</u>
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>「適合」 学長選考・監察会議は、学長の解任を文部科学大臣に申し出るための手続について整備し、公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人徳島大学学長選考規則</u>
<p>補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>「適合」 学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況について、任期途中における業績評価を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を徳島大学公式ホームページにおいて公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人徳島大学学長選考規則</u> ・ <u>国立大学法人徳島大学学長選考・監察会議規則</u> ・ <u>学長選考会議審議状況</u> ・ <u>国立大学法人徳島大学学長選考規則第14条に基づく学長の業績評価結果</u>
<p>原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>「適合」 本学では、経営協議会、教育研究評議会及び役員会において学長選考・監察会議の委員の選出について審議を行っており、徳島大学公式ホームページにおいて議事要録を公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立大学法人徳島大学学長選考・監察会議規則</u> ・ <u>役員会審議状況</u> ・ <u>経営協議会審議状況</u> ・ <u>教育研究評議会審議状況</u>
<p>原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>「適合」 学長選考・監察会議（令和2年11月30日開催）で審議した結果、学長が経営、教学の双方について最終判断を行う権限及び責任を有する現体制が最も経営力を発揮できるという結論になったため、大学総括理事は配置しないこととした。</p>

<p>基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p><基本原則4について> 「適合」 本学は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たし、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていく必要があるため、法定公開情報に加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動等の大学運営に関する様々な情報の公表を通じて透明性を確保している。 また、併せて、法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すために、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施し、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定公開情報 ・ <u>国立大学法人徳島大学内部統制システムの推進体制</u> ・ <u>内部質保証方針</u> <p><原則4-2について> 「適合」 本学では、行動規範等により教職員に対し適正な職務の実施と社会的倫理の維持を求めるほか、自己点検や内部監査等の制度の充実を図るとともに、運用体制を公表している。 行動規範やコンプライアンスの遵守に係る方針を定め、教職員に対し適正な職務の実施と社会的倫理の維持を求めるため、研究倫理・コンプライアンス研修会の実施や新任教職員研修会での周知等を実施するとともに、内部質保証方針の下で質保証体制を整え自己点検や内部監査等の制度の充実を図っている。 また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報の仕組みを整え、通報者の保護徹底等、適切に運営を行うとともに、令和4年6月1日に、通報窓口を外部に設置した。</p> <p>■内部統制システムの推進体制 本学では、内部統制システムの推進責任者及び推進部門から成る「内部統制システムの推進体制」を構築しており、その統括は総務・財務・経営改革担当理事・事務局長である。 各部局等からは、モニタリング結果に伴う内部統制上の課題及び改善事項等を、内部統制システムの推進体制で組織されている「事務連絡協議会」において報告を行っており、内部統制システムの運用体制を整えている。 また、各部局等から報告のあったモニタリング結果に伴う内部統制上の課題及び改善事項等を役員会で定期的に報告を行い、内部統制の実効性を高めている。</p> <p>■内部監査 本学では、他の部門から独立した監査室が内部監査規則に基づき、運営諸活動の遂行状況の適法性と妥当性について、公正かつ客観的な立場で監査を実施している。</p>
---	---

	<p>監査室では、年度始めに決定した内部監査計画書及び内部監査実施計画書のもとで実施する監査（定期監査）のほか、学長が特に命じた事項について臨時に実施する特命監査を実施するとともに、監査結果を監査報告書として取りまとめ、学長及び役員会において報告を行っている。</p> <p>監査の結果、改善が必要であると判断した場合は、被監査部局に指摘事項として通知を行い、改善を求め、法人運営の見直しに活用している。</p> <p>■監事監査</p> <p>監事は、毎年度始めに決定した監査方針に基づき監査計画書を作成し、監査を実施するとともに、監査結果は監査報告書として取りまとめ、学長に提出（公表）を行っている。監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したときは、学長に対してその旨の意見を提出し、是正等を求め、法人運営の見直しに活かしている。</p> <p>また、本学では、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行することで牽制機能を果たし、幅広く充実した監査を的確に効率よく実施できるよう、監事が主宰する「監事業務支援連絡会」を設置している。</p> <p>さらに、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正などにより、監事の監査業務が年々拡大されている状況を踏まえ、令和3年度から「監事支援室」を設置し、監事の業務をサポートできる体制を強化した。</p> <p>このほか、学長と監事による定期的な意見交換を行うなど、内部統制機能の強化を図っている。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島大学行動規範 ・ 法定公開情報 ・ 国立大学法人徳島大学内部統制システムの推進体制 ・ 国立大学法人徳島大学倫理規則 ・ 国立大学法人徳島大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則 ・ 徳島大学における公益通報の取扱い等に関する規則 ・ 国立大学法人徳島大学内部監査規則 ・ 国立大学法人徳島大学監事監査規則 ・ 国立大学法人徳島大学監事監査細則 ・ 国立大学法人徳島大学事務組織規則 ・ 徳島大学監事業務支援連絡会の設置について
--	--

<p>原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>「適合」 本学では、透明性の確保のため、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく、ホームページ、大学概要パンフレット・広報誌、プレスリリース、定例記者会見、同窓会連合会交流会（びざん会）の開催など、適切な方法で公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法定公開情報</u> ・ <u>財務レポート</u> ・ ホームページ、SNS、メールマガジン ・ <u>大学概要パンフレット、広報誌</u> ・ <u>定例記者会見、プレスリリース</u> ・ <u>同窓会連合会交流会（びざん会）</u>
<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>「適合」 本学では、透明性の確保のため、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく、ホームページ、SNS、メールマガジン、大学概要パンフレット・広報誌、プレスリリース、定例記者会見、同窓会連合会交流会（びざん会）の開催など、適切な方法で公表している。</p> <p>ホームページには、「在学生・保護者の皆様」「卒業生の皆様」「企業・研究者の皆様」「社会人・地域の皆様」と見出しを設け、異なる関係者に配慮している。また、学生の保護者には広報誌を送付して大学生活の状況をお知らせするほか、定例記者会見を通じ、広く地域・社会に対して大学の最新情報の発信を行っている。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法定公開情報</u> ・ ホームページ、SNS、メールマガジン ・ <u>大学概要パンフレット、広報誌</u> ・ <u>定例記者会見、プレスリリース</u> ・ <u>同窓会連合会交流会（びざん会）</u>
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>「適合」 本学では、学位授与方針により、学生が身に付けることができる能力を示すとともに、教育目標や学位授与方針を達成するための基本的な考え方である教育課程編成・実施の方針を、公表している。</p> <p>また、学生生活や学修に関する満足度等の調査結果や学生の進路状況等についても公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー</u> ・ <u>学生の学修に関する実態調査報告書、学生生活実態調査報告書</u> ・ <u>進路状況</u>

<p>法人のガバナンスにかかると法令等に基づく公表事項</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ「法定公開情報」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/ ・ ホームページ「内部質保証方針」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/concept/self_inspection/ ・ ホームページ「財務情報」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/financial/financial/ <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ「病院長選考情報」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/hospital_screening.html <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ「法定公開情報（特定機能病院に係る監査委員会について）」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/index.html#007
---------------------------------	---